平成２２年（再ロ）第５号

徳島市沖浜町明治開343番地の17

再生債務者　里見　修一

1　決定年月日時　平成22年７月28日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年８月25日まで

4　一般異議申述期間　平成22年９月８日から平成22年９月15日まで

徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１６号

神奈川県海老名市柏ケ谷1084番地の１クリオかしわ台603号室

再生債務者　下地　和巳

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月11日まで

平成22年７月28日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１０号

埼玉県川口市川口６丁目４番27号　ＣＡＳＡＡＮＤＯ　202号

再生債務者　豊野　尚子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月17日まで

平成22年７月27日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１００１１号

富山県黒部市植木198―３

再生債務者　児島　真一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月10日まで

平成22年７月27日

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１号

富山市開発193番地３

再生債務者　阿部　　学

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月19日まで

平成22年７月29日　　富山地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１号

北海道旭川市春光台５条２丁目13番２号

再生債務者　星　美智雄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月26日まで

平成22年７月29日　　旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第１７号

京都市山科区西野岸ノ下町10番地10

再生債務者　吉見　英治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月30日まで

平成22年７月29日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１８号

京都市山科区西野岸ノ下町10番地10

再生債務者　吉見喜美香

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年７月27日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年８月30日まで

平成22年７月29日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第３９号

大阪市平野区長吉六反２丁目４番27号

再生債務者　泉谷　芳治

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月27日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号

長崎県諫早市小船越町1187番地33

再生債務者　松本　幸雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月27日　長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再ロ）第３号

名古屋市港区八百島１丁目1305番地の３

再生債務者　嘉田　正広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月27日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第３号

神奈川県中郡大磯町国府新宿21番地６

再生債務者　小池直由樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月28日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

会社更生

会社公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月十三日

掲載頁　一〇七頁（号外第一四七号）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月27日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１号

長崎県諫早市小船越町1187番地33

再生債務者　松本　幸雄

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月27日　長崎地方裁判所大村支部

平成２２年（再ロ）第３号

名古屋市港区八百島１丁目1305番地の３

再生債務者　嘉田　正広

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月27日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再ロ）第３号

神奈川県中郡大磯町国府新宿21番地６

再生債務者　小池直由樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月28日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

会社更生

会社公告

継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十九日

掲載頁　一〇七頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　静岡新聞

掲載の日付　平成二十二年五月二十六日

掲載頁　二十二頁

平成二十二年八月五日

静岡県磐田市西之島三一三五番地の一

（甲）浜松興運株式会社

代表取締役　萩原　茂雄

静岡県磐田市西之島三一三五番地の一

（乙）株式会社ハマコー

代表取締役　萩原　茂雄

平成二十二年八月五日

東京都港区芝四丁目一七番五号

（甲）株式会社ディライン

代表取締役　田中二三男

埼玉県狭山市新狭山一丁目五番地一一

（乙）ジャストサービス株式会社

代表取締役　田中二三男

会社公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月八日でありま す。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　平成二十二年七月二十六日

掲載頁　十六頁

平成二十二年八月五日

東京都中央区銀座一丁目一五番四号

（甲）アールビバン株式会社

代表取締役社長　野澤　克巳

東京都千代田区外神田四丁目五番四号

（乙）株式会社ｅ・ジュ番四号

代表取締役社長　福島ネックス　睦子

会社公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年七月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年六月二十九日

掲載頁　一〇七頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　静岡新聞

掲載の日付　平成二十二年五月二十六日

掲載頁　二十二頁

平成二十二年八月五日

静岡県磐田市西之島三一三五番地の一

（甲）浜松興運株式会社

代表取締役　萩原　茂雄

静岡県磐田市西之島三一三五番地の一

（乙）株式会社ハマコー

代表取締役　萩原　茂雄

平成二十二年八月五日

東京都港区芝四丁目一七番五号

（甲）株式会社ディライン

代表取締役　田中二三男

埼玉県狭山市新狭山一丁目五番地一一

（乙）ジャストサービス株式会社

代表取締役　田中二三男